

自動車税のグリーン化特例の概要

○ 軽 課

〔適用期間〕 ・平成29年4月1日～平成31年3月31日

〔適用内容〕 ・適用期間中に**新車新規登録等を行った場合に限り**、当該年度の**翌年度分について特例措置が適用**

対象・要件等				特例措置の内容	
乗用車	<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車(平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合) プラグインハイブリッド自動車 クリーンディーゼル乗用車(平成21年排ガス規制適合又は平成30年排ガス規制適合) 			概ね75%軽減	
	ガソリン車・LPG車 (ハイブリッド車を含む)	排ガス性能		燃費性能	
		平成17年排ガス規制75%低減 又は 平成30年排ガス規制50%低減		平成32年度燃費基準+30%達成	概ね75%軽減
				平成32年度燃費基準+10%達成	概ね50%軽減
重量車等 (バス・トラック)	<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車(平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合) プラグインハイブリッド自動車 			概ね75%軽減	

○ 重 課

〔適用内容〕 ・**新車新規登録等から一定期間経過した自動車(※1)** : 概ね15%重課(※2)

・ガソリン車、LPG車 : 13年超

・ディーゼル車 : 11年超

※1 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合バス及び被けん引車については、重課の適用外

※2 バス(一般乗合バスを除く)及びトラック(被けん引車を除く)については、概ね10%重課